三　存続期間
　令和八年十一月一日から令和二十八年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
(一)　鳥獣保護区の指定区分
　集団渡来地の保護区
(二)　鳥獣保護区の指定目的
　当該区域は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の間に位置し、屋我地島及び我部祖河川下流域の陸域並びに羽地内海及び屋我地島周辺の海域から成る。海域は、全体の約三分の二を占めているが、陸域周辺の浅海域は干潟が発達しており、沿岸域にはマングローブ林が、陸域には畑、森林及び草地が見られるなど、多様な自然環境が存在している。
　このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類をはじめとした多くの鳥類が渡来して、干潟を採餌場所及び休息地として利用している。また、屋我地島周辺海域に見られる岩礁には、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等が渡来し、繁殖地及び休息地として利用している。特にベニアジサシについては、千羽規模で営巣したことがあるなど、南西諸島の中でも特に大規模かつ重要な集団営巣地である。このほか、浅海域には海草類が分布し、ジュゴンの食痕も確認されており、ジュゴンの採餌場所として利用されている。また、陸域はサシバ等の休息地及び越冬地となっている等、当該区域は多様な鳥獣により利用されている。
　このように、当該区域は、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の渡り鳥の渡来地等として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、法第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
(三)　鳥獣保護区の管理方針
ア　集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
イ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
ウ　無秩序な海面利用型レクリエーションによる鳥獣の繁殖や生息への影響を防止するため、また、当該区域の重要性について理解を広めるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第五十四号

　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき、屋我地鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。
　指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。
　令和八年十月三十日
　　環境大臣　笹川　博義

一　特別保護地区の名称
　屋我地特別保護地区
二　区域
　沖縄県名護市及び国頭郡今帰仁村の一部（区域図省略）
三　存続期間
　令和八年十一月一日から令和二十八年十月三十一日まで
四　特別保護地区の保護に関する指針
(一)　特別保護地区の指定区分
　集団渡来地の保護区
(二)　特別保護地区の指定目的
　当該区域は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の間に位置する羽地内海の区域である。干潟が発達する浅海域で、環境省が作成した第四次レッドリストに記載されている七十三種を含む六十四科百八十五種の貝類が確認されている等、多様かつ豊富な底生生物が生息している。
　このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類をはじめとした多くの鳥類が渡来して、干潟を採餌場所及び休息地として利用している。また、屋我地島周辺海域に見られる岩礁には、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等が渡来し、繁殖地及び休息地として利用している。特にベニアジサシについては、千羽規模で営巣したことがあるなど、南西諸島の中でも特に大規模かつ重要な集団営巣地である。
　このように、屋我地鳥獣保護区の中でも、羽地内海は、多くの渡り鳥が渡来し、繁殖地、休息地及び採餌場所として利用されていることから、特に重要な区域として、法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。
(三)　特別保護地区の管理方針
ア　集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
イ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
ウ　無秩序な海面利用型レクリエーションによる鳥獣の繁殖や生息への影響を防止するため、また、当該区域の重要性について理解を広めるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第五十五号

　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十三条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　令和八年十月三十日
　　環境大臣　笹川　博義

一　汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日
　令和八年十月三十日
二　汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域
　福島県の区域のうち、川俣町（除染特別地域に係る区域を除く。）の区域

○防衛省告示第二百六十五号

　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。
　令和八年十月三十日
　　防衛大臣　小泉進次郎

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）（令和八年防衛省告示第百五十五号）	令和八年七月一日から同年十一月五日まで	令和八年十一月六日から令和九年二月五日まで